

覚 書 (配布用)

平成 16 年 12 月 16 日に、社団法人日本文藝家協会（以下「甲」という）と特定非営利法人著作権利用等に係る教育 NPO（以下「乙」という）が調印した協定書（以下「協定書」という）の運用に関して、以下のとおり合意した（列挙の場合、○は利用可、×は利用不可または別途権利処理が必要な場合を表す。以下同様）。

A. 協定書第 8 条にもとづく 2 次的な一括利用に関するガイドライン

1. 著作権の範囲

- イ 著作権者の範囲は、社団法人日本文藝家協会に教育項目を含めて著作権管理を委託している著作権者とする。ただし、著作権者が年度内に管理委託契約を解除した場合でも、協定書に関しては、その年度内において管理委託が継続するものとする。
- ロ 著作物の範囲は、言語の著作物で、音楽、楽譜、絵画、写真、映像、デザイン等の著作物を含まない。

2. 著作権法 第 35 条 1 項に関する取り扱い

著作権法に定める事項	著作権法 35 条 1 項の権利制限内	乙の学校会員による 2 次的な一括利用の範囲	乙の学校会員による別途の権利処理が必要な場合
学校その他の教育機関			×学校以外の者が単に場所として学校を使用している場合 ×一つの学校を超えた大量の複製の配布や送信
教育を担当する者	○授業を担当する教師、教授、講師等（資格は不問） ○教員の指導下にある生徒による複製	○担任でない教員が作成した教材の複製 ○事務職員による複製 ○校内で共同利用されるサーバに蓄積されたファイル（校内の教員が作成）の利用	
授業を受ける者	○授業を担当する者の指導の下にあること	○研究授業・授業参観における参観者（原則としてクラス内配布で授業後に回収する） ○学級通信など（「学習の狙い」など教員の文章のなかに「引用」されたもの）	
授業の過程における使用（授業は学習指導要綱の定義による）	○クラスでの授業、総合学習、特別教育活動である学校行事（運動会など）、ゼミ、実験・実習・実技（遠隔授業を含む）、出席や単位取得が必要なクラブ活動 ○部活動、林間学校、生徒指導、進路指導など学校の教育計画に基づいて行われる課外活動	○教員の指導下における自主的なサークル・同好会・研究会（学校の教育計画外、校外指導者も可） ○授業に関連しない参考資料の使用 ○校内における教員間のデータのやり取り、校内 LAN サーバへの蓄積 ○教科研究会における使用（校外の研究会で乙に未入会の学校の教員が参加する場合を除く）	×父母のための教育（授業参観を除く）
必要と認められる限度	○授業および他の教育目的に照らして必要最小限の部分	○授業および他の教育目的に照らして必要最小限の部分	
公表された著作物	○公開された著作物	○公開された著作物	×未公開の著作物
著作物の種類と用途		○複製が許されるのは作品の一部というのが原則だが、例外的に短編集のなかの 1 作品や、現代詩・短歌・俳句・川柳などの量的に少ない複製は許される。 ○文藝家などの録音などの言語による部分的複製	×生徒が授業を受けるに際し、購入または借り受けて利用することを想定しているものを（記録媒体は問わない）を購入等に代えてコピーすること（他の検定教科書、参考書、問題集、副読本、ドリル、ワークブック、資料集、白地図、事典など） ×必要期間を超える壁面掲示
複製の部数と態様	○原則として部数は、通常の 1 クラスの人数と担任する者の和を限度とする（1 クラスの人数は、概ね 50 名程度を目安とする） ○学校内における定期テストなどへの問題作成（担任のクラスのみを対象とする場合）	○教師が担任する以外のクラスを対象とする中間・期末・実力試験など	×市販品と競合するような美しい製本 ×単行本を丸ごと 1 冊の複製すること ×継続的な複製の結果として単行本などの大部分を複製すること
通信制学校に関する事項		○アクセスを認められた生徒に対して送信可能化の状態におくこと	×不特定の部外者がアクセスできるような公開ホームページへの掲載

3. FAX・インターネットの利用

欠席した生徒等への FAX による送信は可能であるが、インターネットによる学習成果の発表や、生徒が作成したホームページについても、当該協定書では「公衆通信」は対象外なので、著作権者の利益を不当に害することがないようにすること。

4. 著作権法 第 36 条 1 項に関する事項

イ 受験関係者への配布

- 当該年度の入学試験問題の無償配布（入学願書や学校案内に同封されたものも含む）
- ×それ以前の入学試験問題（乙を通じて甲の許諾が必要）
- ×有償配布（乙を通じて甲の許諾が必要）

ロ ホームページへの掲載

- 当該年度の入学試験問題（当該年度内に限る）
- ×それ以前の入学試験問題（乙を通じて甲の許諾が必要）

B. 著作者人格権に関する取り扱い

イ 公表権

- 公開された著作物
- ×学校に所蔵された未公開の資料、作家の生原稿
- ×生徒本人の許諾のない作文等

ロ 出所の明示

複製の作成にあたっては、著作者名・著作物名のほか、原則として出版社名などを必ず明示すること（授業を受ける者の複製は、授業を担当するものが出所の明示の指導を行うこと）。

ハ 同一性の保持

- 問題作成や読書案内において、粗筋の提示や中途の省略（改変が必要かつ最小限度であって明示されること）
- ×著作者の意図に反する著作物の内容の改変や編集

以上

(甲) 東京都千代田区紀尾井町 3-23 文藝春秋ビル新館 7 階
社団法人 日本文藝家協会

理事長 黒井 千次 印

(乙) 東京都文京区湯島 2-4-8 湯島イガラシマンション 203 号
特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育 NPO

理事長 酒井 淳^{ひろし} 印